

広島県告示第百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和五年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

科	名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
	新	旧		
とだ歯科・矯正歯科	ひので薬局 高須店	さくらんぼ薬局	尾道市高須町四八〇三番地一二	令和五年一月一日
		とだ歯科医院	廿日市市大野一二三五番地九	令和四年十二月二四日